

令和五年十二月十一日付け広島県報（定期）第九十七号に登載の広島県告示第千三百六号（土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始）の一部を次のように訂正する。

土木建築局用地課長

ページ	一	一	一
行	一八	一五	一五
正	字井手平	字粟ヶ谷	字井手平
誤	字井出平	字粟ヶ谷	字井出平